（注１）役員報酬基準の概要は、理事長912,000円、理事776,000円、監事720,000円、非常勤監事244,000円を月額として支給しております。
その他諸手当及び退職手当については、「独立行政法人電子航法研究所役員給与規程」及び「独立行政法人電子航法研究所役員退職手当支給規程」に基づき支給しております。
（注２）職員に対する給与は、「独立行政法人電子航法研究所職員給与規程」及び「独立行政法人電子航法研究所契約職員等就業規則」に基づき支給しております。
（注３）支給人員は、年間平均支給人員数によっております。
（注４）非常勤役員及び非常勤職員については、外数として（　）で記載しております。
（注５）中期計画においては、法定福利費を含めて予算上の人件費としておりますが、上記明細には、法定福利費は含まれておりません。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 26 年 10 月 30 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ―1570	昭和45年11月20日	青島　正章	平成26年９月25日	
京博Ｂ―1212	昭和45年11月20日	青島　正章	平成26年９月25日	
京博Ｈ―522	昭和45年11月20日	青島　正章	平成26年９月25日	

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 15 号

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地変更指定通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 26 年 10 月 30 日

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　宮本　保宏

記

１　氏名及び住所
氏名　守泉市五郎
住所　不明

２　通知の内容
文書番号
し45―118　真北発指定10―136―１
平成26年10月14日（平成23年３月18日付真北発指定９―70―９で通知した仮換地指定についての変更）
変更前
従前の宅地
平塚市北金目字竹ノ内
地　番　1383
地　目　墳墓地
登記簿地積　29㎡
基準地積　29.00㎡
仮換地
街区番号　103街区
画地番号　２画地
地　積　29㎡
変更後
従前の宅地
平塚市北金目字竹ノ内
地　番　1383
地　目　墳墓地
登記簿地積　29㎡
基準地積　29.00㎡
仮換地
街区番号　103街区
画地番号　２画地
地　積　29.10㎡
仮換地の変更指定の効力発生日
平成26年11月20日

注意
１　この通知書に記載の「仮換地の変更指定の効力発生の日」以降も引続き従前の宅地については、使用し、又は収益することはできません。
２　この通知書に記載の「仮換地の変更指定の効力発生の日」からは、変更後の仮換地を使用又は収益することができます。

教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 26―15 号

電気計器の型式について、平成26年10月15日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 26 年 10 月 15 日

日本電気計器検定所
理事長　脇　　治

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値			
					電圧（Ｖ）	電流（Ａ）	周波数（Hz）	需要時限（分）
第3933号	精密電力量計	ＳＰ３ＥＴ―Ｒ	東光東芝メーターシステムズ株式会社	交流三相３線式	110	5	50，60	―
第3934号	普通電力量計							
第3935号	無効電力量計							
第3936号	最大需要電力計							30，60
第3937号	普通電力量計	ＳＭ３ＥＴ―Ｒ						―
第3938号	無効電力量計							
第3939号	最大需要電力計							30，60